

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2025年12月11日 Thursday）

第304号（2024年度-第16号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

大学、教職員給与の人勧凍結 2年間の方針案を示す ～11月11日開催の教育研究評議会 財政事情厳しいと～



組合が10月6日（月）付けで学長宛に人事院勧告に準拠した給与引き上げの完全実施を求める要求書を提出したことは既報の通りですが（ニュースNo.287）、先月11月11日に行われた第272回教育研究評議会の場で大学は、「原則として、令和7年度の人事院勧告を実施しないこと」、さらに「令和8年度においても、人事院勧告は実施しない。」との大改悪案を打ち出しました。（2頁に資料掲載）

ここで押さえておくべきことは、昨年度も大学は人勧準拠をしていないという点です。「人勧準拠」は、当年度の4月に遡って支給することを指し、国や地方公共団体では必ず4月遡及としておこないます。昨年度は当初、人勧を4月遡及せず12月から実施するとし、組合との3度の団体交渉を経てようやく8月実施として2025年3月に一時金として教職員に支払っていますが、4か月分は値切った形となります。

昨年の約束（来年度は引上げるつもりで予算を検討）は？？

昨年度の給与問題第2回団体交渉（12月25日）で人事労務・財務担当の溝部理事は、今年完全実施すれば来年は俸給表を下げるといけなくなる、ほかにも人員削減や授業料の値上げをするしかない等と発言した一方で、「来年度は4月実施できる」との発言がありました（ニュースNo.287）、この発言から、今回の「2年間の凍結」への大改悪・大転換をどう説明するのでしょうか。物価高や人件費の高騰、附属病院の経営状況等いくつも理由をあげつらうことはできるでしょうけれども、併せて現執行部の見通しの不味さ、ひいては経営責任を問われてもおかしくない事態だと考えます。改組・改変、新部署立ち上げの一方で、人員削減、業績評価による競争を強いられ、教職員の負担、疲弊はさらに増しています。「教職員の身を切る路線」での経営は果たしてどこまでもつのでしょうか。

国からの交付金増額あれば凍結を見直すとしてはいるが・・・

しかし、大学の「対応方針」には、次の3つの要因により、再検討を行う場合があるとしています。文部科学省が421億円の補正予算を組むことが報じられていますが、果たしてどうでしょう。

- ① 今年度補正予算における国立大学に対する物価高騰を反映した予算の獲得状況。
- ② 令和8年度運営費交付金の概算要求のうち、「物価・人件費の上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持のための基幹経費の増額（総額620億円）」の予算獲得状況
- ③ 来年度の診療報酬改定に伴う診療報酬引上げによる病院経営の安定化の状況

自家用車使用燃料費 国家公務員・宇部市職員は1km37円！ ～1km16円に引上げてもまだまだ安い（山口県・山口市でも1km30円）～

組合調べによると、山口大学の現行「1km当たり12円」という額は公務員関係の一般的な支給額と比べて異様と言っていいほど低いことがわかりました。具体的には、国家公務員と宇部市職員は「1km37円」が支給されます。山口県職員と山口市職員の場合でも「1km30円」となっています。今回の改正案では4円引上げて「1km当たり16円」とするとしていますが、先に書いたとおり山口大学（財務課）は今後この単価を「市場価格の動向を見て適宜増減」としています。まずは世間との均衡を図っていただきたいのですが、なぜこれだけ大きな違いがあ

国家公務員・ 宇部市	山口県 山口市
37円	30円

*自家用車使用車賃(1km/円)

令和 7 年度人事院勧告に伴う対応方針について

【R7 年度の人事院勧告の状況】

今年度の国の人事院勧告の状況は以下のとおりである。

＜給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））＞

	月例給		特別給（ボーナス）	
	官民較差率・額		年間支給月額	対前年比増減
R7 年度	3.62%	15,014 円	4.65 月 (4.6 月→4.65 月)	0.05 月
R6 年度 (参考)	2.76%	11,183 円	4.60 月 (4.5 月→4.6 月)	0.10 月

※月例給の引上げ率 3%超えは、1991 年以来 34 年ぶり

【本学の人勧影響見込み】※概算

【令和 7 年度人事院勧告】

経費	影響額		
	(億円)	ベースアップ分	賞与分
大学	3.3	2.7	0.6
病院	3.5	3.0	0.5
計	6.8	5.7	1.1

【参考 令和 6 年度人事院勧告】

経費	影響額 (億円)
大学	2.9
病院	5.6
計	8.5

【本学の対応方針案】

本学の財政状況の悪化について、現時点においては、改善が見込めないため、

原則として、令和 7 年度の人事院勧告を実施しないこととし、**令和 8 年度においても、人事院勧告は実施しない。**

なお、以下の 3 つの要因により、再検討を行う場合がある。

- ① 今年度補正予算における国立大学に対する物価高騰を反映した予算の獲得状況
- ② 令和 8 年度運営費交付金の概算要求のうち、「物価・人件費の上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持のための基幹経費の増額（総額 620 億円）」の予算獲得状況
- ③ 来年度の診療報酬改定に伴う診療報酬引上げによる病院経営の安定化の状況

2025年12月2日

国立大学法人山口大学
財務部財務課長 小笠原 義人 殿

山口大学教職員組合
書記長 森下 徹


山口大学旅費規則等改正について（要望）

貴職におかれましては、昨年度以来本件についての立案・調整等大変ご苦労様です。さて、本件について当組合として貴職などからの説明を踏まえた協議、組合としての教職員を対象としたアンケートの実施等、様々取り組んできたことについてはご承知いただいていることと拝察します。

そうしたことの上に、現在示されている「旅費規則一部改正案」について下記のとおり要望いたしますのでご検討いただき、よろしく対応いただければ幸いです。

記

1. 国家公務員旅費法では廃止された日当を支給するとの改正案については、評価いたします。しかし、出張先・出張内容によっては、その日額 2,600 円・半日当 1,300 円という支給額では不足し、いわゆる「持ち出し」となっている場合が多々ありますので、再度検討いただき、一定の引上げを検討課題としていただくこと。
2. 旅行運賃・宿泊費等を実費支給とすることに伴い、予定されていた各交通機関等の証明書類について、当初の改正案から一定程度簡素化されたことについても評価いたします。ただし、個々の旅行者の旅行内容によって提出を求める証拠書類について、部局担当者が必要以上の書類提出を求める事のないよう、責任部局である財務課が、事務取扱要領などで示し、周知していただくこと。
3. 交通費のうち、自家用車利用の場合の燃料費を現行の 12 円から 16 円に引き上げることについても評価いたします。しかし、協議のなかで、市場の実勢価格変動によって減額も含めて変更することを検討課題としたいという点に関しては了解しかねます。山口県職員あるいは山口市職員の場合は 1 リットル当たり 30 円ということからしても、減額調整はあってはならない、むしろ増額を要望いたします。

以上



るのかと言うと、上述の事例では、ガソリン代のみで決めているのではなく、乗用車にかかる保険料、車検料、修理代等の諸費用すなわち維持費を加えているからと思われます。車も消耗品である点からしてこれは合理的な積算方法と言えます。以下、各所の該当規約の抜粋です。

【国家公務員】自家用車使用による公務旅行に関する要綱(抜粋)

第九条 自家用車を使用した旅行の旅費は次に規定するものとする。

(一) 交通費 旅費条例第一二条第一項で定める定額(路程一 km につき三七円)を支給する。

【宇都市職員】宇都市職員等の旅費に関する条例(抜粋)

(車賃)第十八条 車賃は、私有車を利用する移動に要する費用とし、その額は、一キロメートルにつき三十七円とする。

【山口県職員】一般職の職員の旅費に関する条例(抜粋)

(車賃) 第十九条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。2 車賃は、全路程を通算して計算する。3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

【山口市職員】山口市職員等の旅費に関する条例(抜粋)

(その他の交通費)第 16 条 (1)-(4)略

(5)職員があらかじめ旅行命令権者の承認を得て、職員が私有する自動車で出張する場合(同乗する場合を除く。)に、1 キロメートルにつき 30 円として計算した額(全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に 1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

旅費規則改正問題での修正を評価しつつ要望3点(12/3)

昨年度からの懸案事項である旅費規則改正問題もいよいよ最終段階に入ったということで、組合は 12 月 3 日 (水) に財務課長宛に「山口大学旅費規則等改正について(要望)」(3 頁に掲載)を提出しました。そのなかで、教職員の声や組合アンケートに寄せられた意見を踏まえた組合との協議をおこない、財務部として原案を改善してきたことを評価したうえで、以下の 3 点を要望しました。

- 1.出張先・出張内容によっては、日額 2,800 円・日帰り 1,400 円という支給額では不足し、「持ち出し」となっている場合が多くあるので、一定の引上げを検討課題とすること。
- 2.提出を求める証拠書類について、部局担当者が必要以上の書類提出を求めることのないよう、責任部局である財務課としての、事務取扱要領で示すこと。
- 3.宿泊費上限額も含めて、市場の実勢価格変動によって減額も含めて変更することを検討課題としたいという点に関して、特に燃料代については、山口県が1km当たり 20 円ということからしても、減額調整はあってはならない。

とことん定期W

定期預金適用金利 (上乗せ金利を含む)

お預入期間 1 年 0.40% (2025年12月1日現在の店頭表示)
金利0.24%に+0.16%金利上乗せ

お預入期間 3 年 0.55% (2025年12月1日現在の店頭表示)
金利0.30%に+0.25%金利上乗せ

お預入期間 5 年 0.70% (2025年12月1日現在の店頭表示)
金利0.35%に+0.35%金利上乗せ

ぜひ定期預金は、(中国ろうきん)をご利用ください!

期間限定
取扱期間
2025年12/1周~
2026年2/27金

【預入対象】会員の間接親会員さま(友の会会員を含む)とその3親等以内のご家族からの新規お預入れ(新規預入れとは他の金融機関からの現金持ち込み、または当金庫の口座へ入金された日から1カ月以内の資金とします)。【預入金額】10万円以上1,000万円未満(1,000円以上の場合2口以上に分けてお預入れいただけます)。【高利回りの取扱い】元利継続または元金継続(自動継続後は、自動継続時のスーパー定期の店頭表示金利を適用)。※定期預金のお預入れは窓口をご利用ください。※ATMおよびインターネットバンキングによるお取扱いは上乗せ金利の対象となりません。※当金庫にお預入れいただいている定期性預金との合算はできません。※他の特別金利商品との併用はできません。※適用金利は当初お預入れの満期日まで適用いたします。なお、市場金利の変動等により、変更する場合があります。※2013年1月1日~2023年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、利息に20.315%の税金がかかります。※中途解約の場合、当金庫が定める約定期間に応じた中途解約利率を適用します。※本預金は預金保険の対象ではありません。※保険の範囲内に保護されます。※くわしくは(ろうきん)ホームページでご確認ください。



くわしいお問合せ・
ご相談は

中国労働金庫 山口支店
083-920-5200

フィッシング詐欺などの
金融犯罪にご注意ください!
(くわしくは(ろうきん)ホームページでご確認ください)

